

農地転用の受付期間は6月1日から29日、11月1日から30日まで

農地転用には申請が必要。所有者の皆さん忘れずに

農用地区域とは

町がおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定する区域のこと。町が策定する農業振興地域整備計画の中で、農用地利用計画として定めることで区域は設定されます。

農用地区域からの除外には次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①農用地区域以外の土地では代替すべき土地がないこと
- ②農用地の集団化や農作業の効率化など、農用地区域の利用に支障がないこと
- ③農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

ただしこの4つの要件を満たす場合でも「担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合」は、農用地区域からの除外はできません。

無断転用は違反です

農地を無断で転用した場合や転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。この場合、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金など罰則の適用もあります。

本年度の受付期間は

農用地区域変更申請受付期間は年2回あり、6月と11月のそれぞれ1カ月間が受付期間となります。今年の受付期間は次のとおりです。

- ① 6月1日(金)～29日(金)
- ② 11月1日(木)～30日(金)

農用地区域や除外申請の手続きなど、詳しくは産業課または産業建設室までお問い合わせください。

農用地区域の除外手続きスケジュール

①変更事由の発生、農用地区域の除外申請

農用地区域内の農地について転用を希望する場合は、役場に農用地区域除外の申請をします(6月・11月)。

②農業振興地域整備対策促進協議会の開催

町は、協議会で提出された申請について協議し、農業振興地域整備計画変更案を作成します(7月・12月)。

③公告・縦覧

町は、作成した農用地利用計画変更案を公告し、その後30日間縦覧します。

④県知事への承認申請

町は、計画縦覧後15日間の異議申立期間内に申し出がなければ、県知事から農用地利用計画の変更案についての承認を受けます。

⑤農業振興地域整備計画の公告・縦覧

町は承認を受けた後、地域住民に対し農業振興地域整備計画の変更を知らせるための公告をします。

⑥除外する旨の通知

町は、農業振興地域整備計画の変更を公告する際、申請者に申請地を農用地区域から除外する旨を通知します。このあと申請者は町農業委員会に対して、農地転用許可申請をし、県知事の許可を受け、初めて農地を転用することができます。

「協働のまちづくり」のパイプ役 24年度の区長が決定

本年度第1回の区長連絡会は4月17日、本庁会議室で開催され、34人の新区長に委嘱書が交付されました。

同会会長には木村宜史さん(千頭西区長)が、副会長には中島義明さん(地名区長)、柴勝彦さん(小長井区長)がそれぞれ選出されました。

今年1年間、地域の舵取り役として、また行政との橋渡し役としてご活躍くださいます。



区名	氏名(敬称略)	区名	氏名(敬称略)
接 岨	小林 健雄	坂 京	中本 勝之
大 間	前川 幸一	洗富小幡	中澤恵市郎
奥 泉	岩田 利文	藤 川	落合 崇志
大 谷	佐藤 浩司	水 川	袴田 学
沢 間	大村 彰	上長尾	太田 信三
桑野山	岩田 幸夫	高 郷	山田 實郎
平 栗	鈴木 道久	八 中	中村 宝久
寺 馬	中村 勝	梅 高	小澤 直美
千頭西	木村 宜史	下長尾	登澤 美芳
千頭東	榊原 一夫	瀬 平	浜谷 隆康
小長井	柴 勝彦	久保尾	水口 眞夫
上 岸	森越 章裕	久野脇	諸田 光夫
前 山	鈴木 繁雄	地 名	中島 義明
田 代	坂本 陽俊	下 泉	竹下 豊
柳 三	中山 隆司	杏町河内	柿下 正寿
崎 平	棚森 貢	田野口	鈴木 悦郎
青 部	中村 國夫	徳 山	澤口 浩忠

高齢化率が県内で最も高い川根本町。この町に住む私たちがとって介護は特定の人だけに生ずる特別な問題ではなくなっています。

家庭で介護を行うには、適切な介護技術を身に付けることが必要です。

そこで、地域包括支援センターでは、広く町民の皆さまに介護に関する知識・技術を普及できるように介護教室を計画しました。

皆さまのご参加をお待ちしております。

【対象】

①町内在住で介護に関心がある方

②ご家族に介護の必要を感じていらっしゃる方

【参加費】 無料

【申し込み方法】

6月26日(木)までに、電話で申し込みをお願いします。

実践的な介護知識と技術を教えます

「ゆうゆう介護教室」参加者募集

回・日時	会場	内容
第1回 平成24年7月4日(木) 午前10時～12時	山村開発センター	・在宅介護の基本 ・食事の介助 ・清潔の介助
第2回 平成24年7月27日(金) 午前10時～12時	山村開発センター	・床ずれにならないために(身体を動かすときの介護) ・福祉用具の活用法(車椅子やベッドの操作、移乗など) ・排泄について
講師 公益財団法人 しずおか健康長寿財団 介護実習普及課		

(申し込みの際は、住所、氏名、電話番号をお伝えください。)

